

第1回 令和8年大槌町林野火災復旧・復興推進本部会議

日時：令和8年6月9日（火）

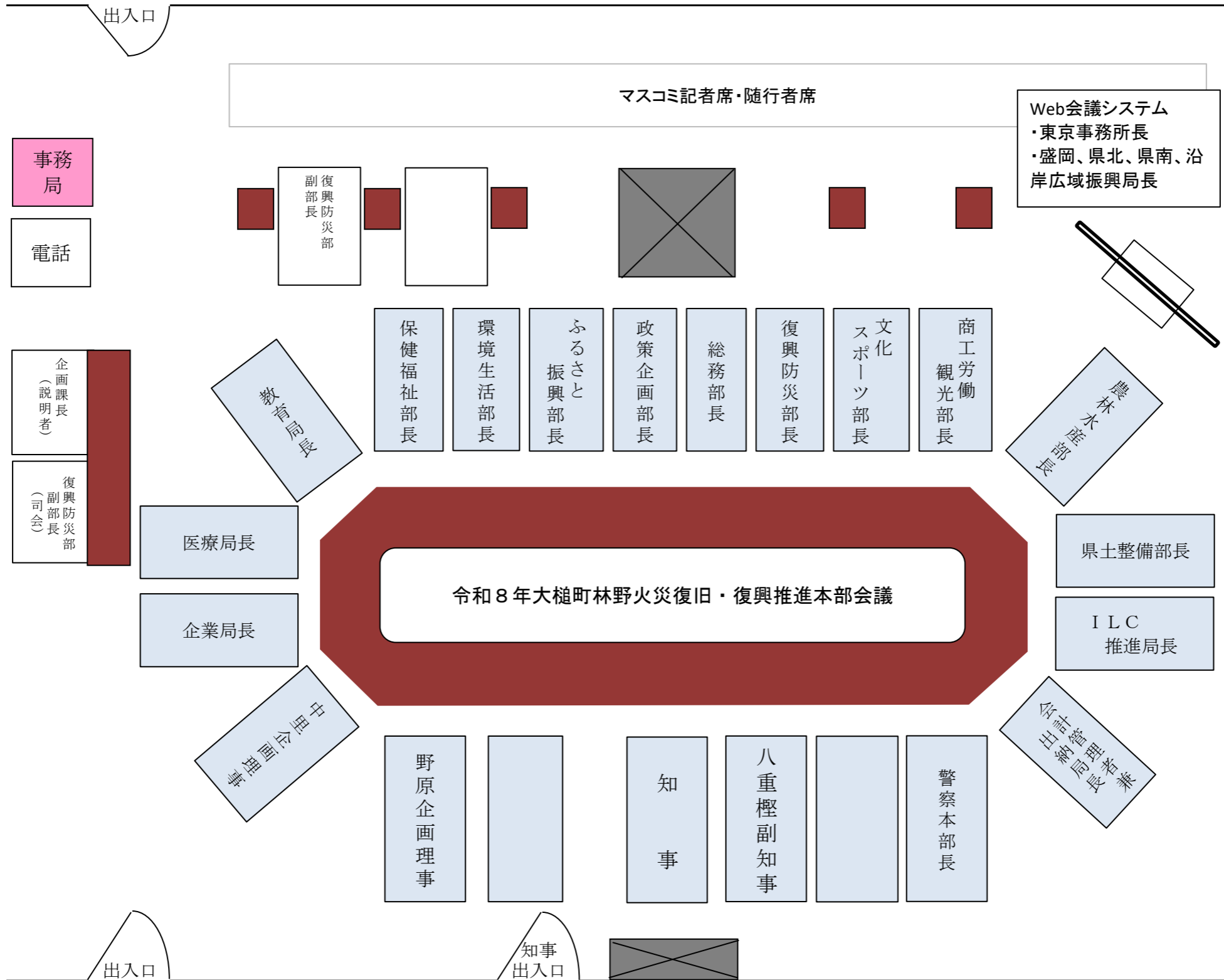
記者会見終了後（16時30分～）

場所：県庁3階 第一応接室

次 第

- 1 開会
- 2 大槌町林野火災に伴う対応状況について 資料1
- 3 大槌町林野火災の復旧・復興に向けた対応方針 資料2
- 4 大槌町林野火災の復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応 資料3
- 5 令和8年度一般会計第2号補正予算概要 資料4
- 6 その他
- 7 閉会

令和8年大槌町林野火災復旧・復興推進本部会議

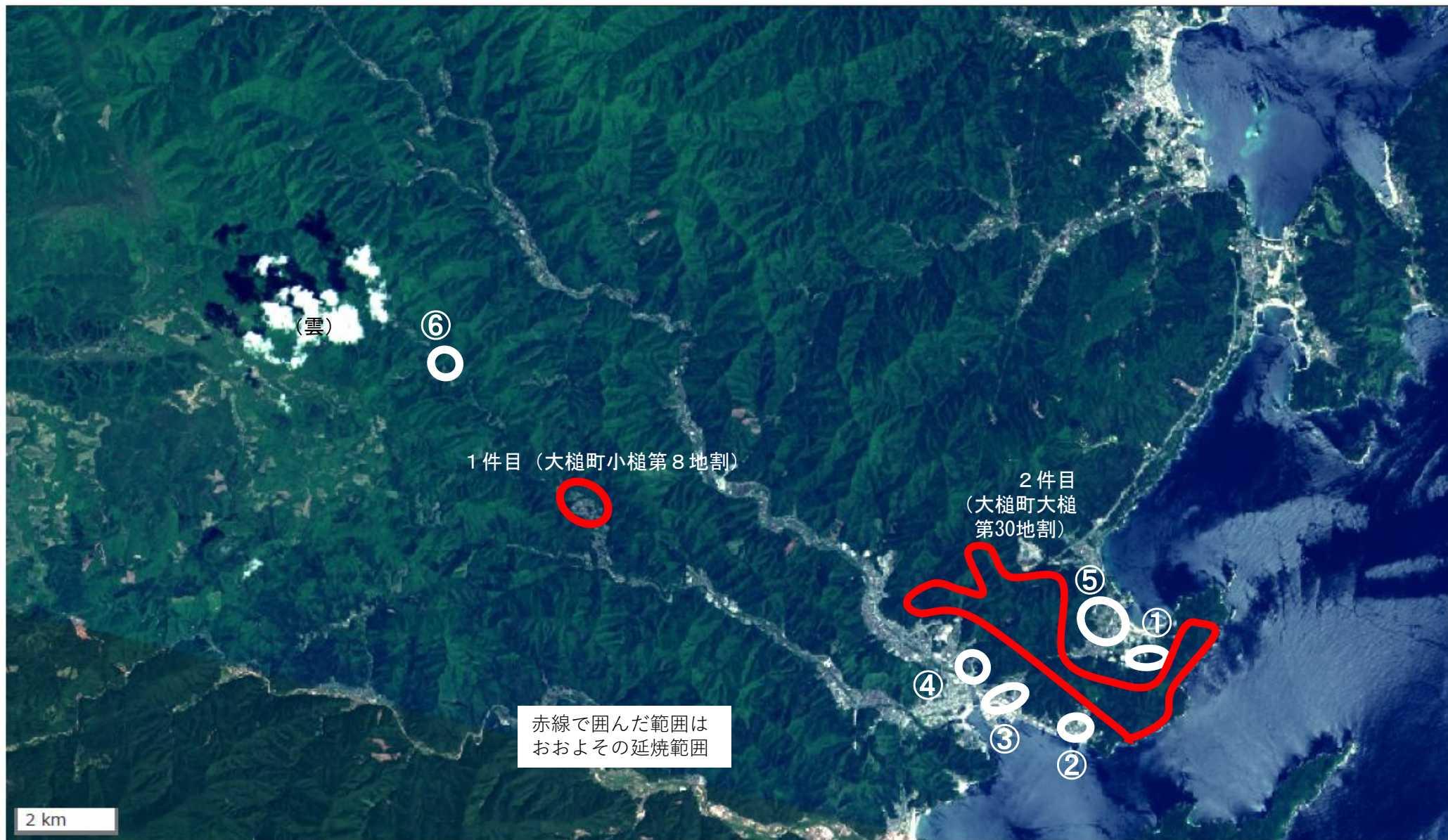


# 大槌町林野火災に伴う対応状況について

---

# 1 林野火災発生場所、覚知日時、被害状況等

	1 件目（小鎚）	2 件目（吉里吉里）	合計
発生場所	大槌町小鎚第 8 地割26	大槌町大槌第30地割	
覚知日時	令和 8 年 4 月22日 13時53分	令和 8 年 4 月22日 16時22分	
出火原因	調査中	調査中	
焼損面積 (精査中)	約446ha	約1,187ha	約1,633ha
人的被害	2 名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所で60代女性が階段から転倒し、顎に切り傷</li> <li>・ 消火活動中の消防団員（40代男性）が、鉄製の消火栓の蓋に右手を挟まれ負傷、打撲症と診断</li> </ul>		
物的被害	建物 7 棟（住家 1 棟全焼・非住家 6 棟全焼） （非住家：物置 4 棟、牛舎1棟、ビニールハウス 1 棟）	建物 1 棟（非住家：倉庫 1 棟全焼）	
鎮圧日時	令和 8 年 5 月 2 日 13時00分		
鎮火日時	令和 8 年 5 月29日 13時00分		
激甚災害	5 月29日 激甚災害に指定する政令が閣議決定。6 月 3 日公布・施行		



※白色の円は避難指示解除区域

①吉里吉里 (4/29 13:45解除)、②赤浜 (4/29 13:45解除)、③安渡 (4/29 13:45解除)、④沢山 (4/29 13:45解除)、⑤吉里吉里 (4/29 13:45解除)、  
⑥長井地区 (4/30 16:30解除)

## 2 派遣要請

### (1) 自衛隊

- 大槌町から消火活動を行うための自衛隊派遣要請があり、4月22日16時00分、県から陸上自衛隊岩手駐屯地へ災害派遣要請を実施。
- 大槌町から自衛隊撤収要請があり、5月2日13時00分、県から陸上自衛隊岩手駐屯地へ災害派遣撤収要請を実施。

### (2) 緊急消防援助隊

- 岩手県知事から消防庁長官に、4月23日14時00分、応援の要請を実施。

## 3 消防機関の消火活動の概況

(各数値は速報値であり、変更の可能性があること。)

<空中消火の状況>

	各県へリ	自衛隊へリ
散水回数	345 回	859 回
散水量	197,130 ℓ	3,818,000 ℓ

	焼損面積 (ha)		活動人員・隊数実績									へリ空中散水機数		降水量 (mm)	天候
	6時現在	(増加)	釜石大槌消防本部		県内消防応援隊		緊急消防援助隊		消防団		計 (人)	各県 へリ	自衛隊 へリ		
			隊	人	隊	人	隊	人	台	人					
4月22日	—	—	15隊	51	6隊	20	—	—	20台	95	166	1	—	0	晴
4月23日	155	—	7隊	28	23隊	87	—	—	17台	124	239	1	5	0	晴
4月24日	730	575	7隊	36	25隊	95	125隊	416	7台	119	666	6	6	0	晴
4月25日	1,281	551	12隊	47	26隊	98	338隊	1,199	14台	50	1,394	6	6	0	晴
4月26日	1,373	92	12隊	47	25隊	95	340隊	1,198	14台	50	1,390	6	4	0	晴
4月27日	1,618	245	11隊	44	25隊	92	340隊	1,198	6台	86	1,420	1	4	1.5	曇/雨
4月28日	1,633	15	7隊	28	25隊	91	332隊	1,133	10台	81	1,333	6	4	7.5	曇/雨
4月29日	—	—	7隊	28	25隊	91	332隊	1,130	15台	80	1,329	1	0	2.5	曇/雨
4月30日	—	—	7隊	28	25隊	92	332隊	1,130	12台	80	1,330	6	6	0	晴
5月1日	—	—	7隊	28	25隊	92	331隊	1,139	12台	80	1,339	0	0	52	雨
5月2日	—	—	7隊	28	25隊	92	137隊	445	10台	70	635	0	0	0.5	晴

# 岩手県大槌町林野火災における消防機関の対応

消防庁作成  
防災・危機管理担当部長等  
意見交換会資料（5/22開催）

## 消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

4月22日

13:53 釜石大槌地区行政事務組合消防本部が小槌地区の火災を覚知

16:28 釜石大槌地区行政事務組合消防本部が吉里吉里地区の火災を覚知

4月23日

8:30 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め（24日に指示に切り替え）

14:00 岩手県知事から緊急消防援助隊の追加の応援要請

※ 以後、延焼状況を踏まえて部隊を増強し、**12都道県から緊急消防援助隊最大1,200人規模が出動**  
**地元消防本部等を含め、一日当たり最大1,400人規模で活動**

5月2日

13:00 大槌町長が鎮圧宣言

〔出動の指示を受けた12都道県〕

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、神奈川県（ヘリのみ）

※ 消防防災ヘリは最大9機体制で運用

※ 自衛隊ヘリについても、県の災害派遣要請を受け、最大9機体制で活動

## 被害状況（5月4日時点）

林野被害 【小槌】 約 446ha（精査中）  
【吉里吉里】約1,187ha（精査中）

人的被害 軽傷2名

建物被害 住家1棟・住家以外7棟

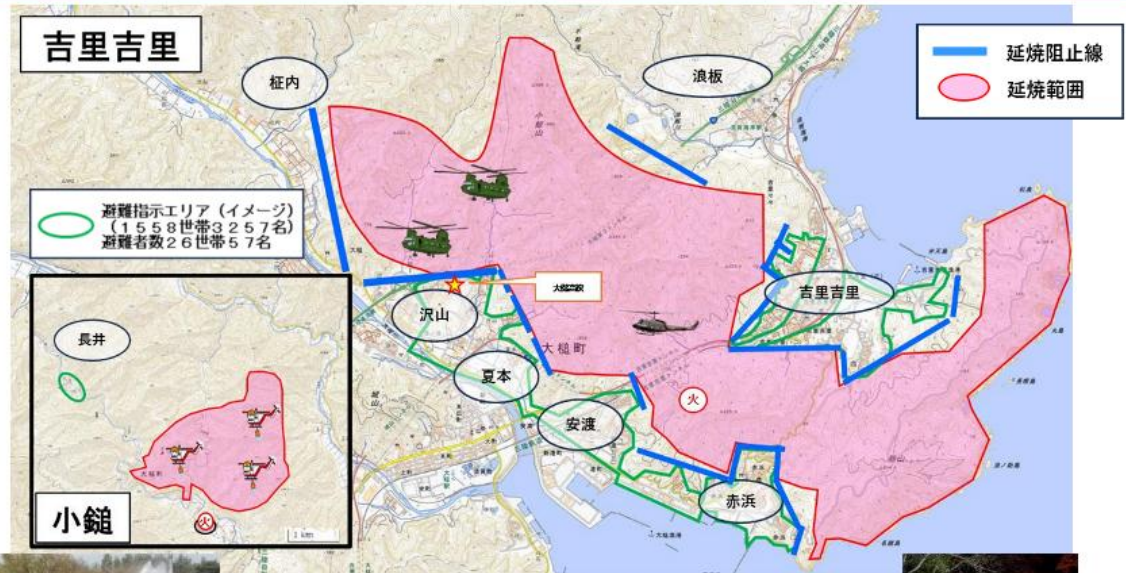
## 消防戦術の概要

【航空部隊】

- ・市街地への延焼拡大が予想される吉里吉里地区を、自衛隊ヘリ（チヌーク）が対応。
- ・空域調整により、市街地への延焼リスクが低かった小槌地区を、消防防災ヘリが対応。  
※市街地に近接し、地上部隊が届かない場合は、消防防災ヘリが随時対応。

【地上部隊】

- ・延焼阻止線を設定し、市街地への延焼拡大を徹底的に防御。
- ・市街地に接近した火を防御しつつ、安全確保を図りながら山中へ進出。24時間ローテーション体制で実施。
- ・市街地近辺で空中消火が行われる場合は、撤退するなど、航空・地上部隊が連携。



4月25日、赤浜地区  
提供：新潟市消防局



4月26日、沢山地区  
提供：日立市消防本部



4月25日、波板地区  
提供：常陸大宮市消防本部



4月24日、夏本地区  
提供：山形市消防本部

#### 4 県及び大槌町の対応（災害警戒本部等の設置、廃止状況）

##### (1) 県（本部・1地方支部）

本部・地方 支部	災害警戒本部		災害特別警戒本部		災害対策本部		備考
	設置日時	廃止日時	設置日時	廃止日時	設置日時	廃止日時	
県本部	5月7日17:00	5月29日13:00	4月22日16:00	4月23日8:30	4月23日8:30	5月7日17:00	4/23・08:30に災害対策本部に移行 5/7・17:00に災害警戒本部に移行
釜石地方支部	5月7日17:00	5月29日13:00	4月22日16:00	4月23日8:30	4月23日8:30	5月7日17:00	

##### (2) 大槌町

市町村	災害警戒本部		災害対策本部		備考
	設置日時	廃止日時	設置日時	廃止日時	
大槌町	5月12日16:00	5月29日13:00	4月22日15:45	5月12日16:00	5月12日16:00に災害警戒本部に移行

##### (3) 災害対策本部支援室に派遣されたりエゾンの状況

陸上自衛隊、総務省、総務省消防庁、国土交通省東北地方整備局、東北農政局岩手県拠点、東北森林管理局、秋田県、岩手県警察、盛岡消防本部、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、日本赤十字社岩手県支部、DMAT（統括）、東北電力ネットワーク(株)、いわてNPO災害支援ネットワーク

##### (4) 災害救助法の適用

4月23日08:30 災害救助法の適用を決定

#### 5 避難状況

市町村	発令時刻	避難情報	最大対象世帯数 対象者数	最大避難 所数	最大避難世帯数 避難者数
大槌町	4月22日 19:20～	避難指示	1,558世帯 3,257人	9	129世帯 330人

※ 4月29日13時45分 一部地区の避難指示解除（安渡、赤浜、吉里吉里、沢山）

※ 4月30日16時30分 長井地区の避難指示解除（全ての避難指示は解除）

※ 5月1日9時30分 避難所閉鎖

## 【避難者支援の取組状況】

### (1) 保健医療福祉調整本部の設置

- 被災地における保健・医療・福祉分野の支援ニーズを正確に把握し、必要な人的・物的支援の調整等を行うため、県庁及び大槌町に調整本部を設置。
- 県庁と現地や、現地で活動する支援チームが、情報共有しながら活動を展開。

大槌町保健医療福祉  
調整本部会議



### (2) 避難所の環境整備の取組

- 避難者のプライバシー確保及び感染症予防等のため、パーティションメントや段ボールベッド等を配備。トイレ環境の改善のため、宮古市・秋田県からトイレカーを派遣。
- 県及び市町村で弁当等を手配し、避難者に食事を提供。



食事の提供



トイレカー (宮古市)



トイレカー (秋田県)



城山公園体育館

- 「ますと乃湯」「三陸花ホテルはまぎく」の温浴施設を無料開放し、入浴機会を確保。
- 県・町及び釜石市の保健師・栄養士が避難所を巡回し、健康状態や食事環境等の把握、環境整備を実施。また、DWA T（災害時福祉支援チーム）を派遣し、避難所における環境整備、要配慮者等への支援を実施。
- 釜石保健所でペット同伴避難者の動物の一時預かり等の相談に対応。

DWATによる避難所巡回



## 6 県・市町村からの人的支援

県 4月23日 7時20分 へりの離発着場所（大槌漁港）周辺の交通整理のため、  
沿岸広域振興局水産部職員4名を派遣

9時00分 釜石地方支部から大槌町へリエゾンを1名派遣

19時20分 災害対策本部支援室から大槌町へリエゾンを2名派遣

このほか、釜石保健所の保健師、栄養士が避難所巡回

4月25日 避難所環境の整備を支援するための職員3名を派遣

避難所運営等を支援するための職員を派遣（1班2名を4交代制/日で派遣）

市町村 4月23日 釜石市から避難所（鵜住居小学校・釜石東中学校第一体育館）及び大槌町役場へ  
職員を派遣（6名/日）

4月25日 葛巻町から大槌町（勤労青少年体育センター）へ職員派遣を開始（2名/日）

4月25日 山田町から避難所（陸中海岸青少年の家）に職員を派遣（2名/日）

4月28日 盛岡市から避難所（吉里吉里公民館）に職員を派遣（2名/日）

4月28日 宮古市から避難所（城山公園体育館）に職員を派遣（2名/日）

4月28日 陸前高田市から避難所（勤労青少年体育センター）に職員を派遣（2名/日）

## 7 物資の支援

区分	自治体等名称	主な支援内容
岩手県		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段ボールベッド、保存水の提供</li> <li>・ 食事（弁当・おにぎり等）の供給</li> <li>・ 広域的な物資調整</li> </ul>
市町村等	<p>県内 宮古市、大船渡市、陸前高田市、山田町、 岩泉町、田野畑村、普代村、野田村</p> <p>県外 国土交通省 東北地方整備局 秋田県 秋田県 五城目町 大阪府 豊中市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルファ化米、水、毛布、寝具、衛生用品等の提供</li> <li>・ トイレカー等による避難所支援</li> </ul>
その他団体	NTTドコモ、ソフトバンク、（一社）SAVE IWATE など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信機器、Wi-Fi、インフラ機材の提供</li> <li>・ 炊き出し、生活支援物資の提供</li> </ul>

8 知事による現地視察の実績（4月23日）

場所	内容
大槌町役場	大槌町長と面談し、対応状況を聴取、意見交換
海づくり記念公園	陸上自衛隊ヘリに搭乗し、上空から被害の状況を視察
吉里吉里学園小学部 （避難所）	避難されている方々からお話を伺い、対応状況などを説明しながら激励

9 佐々木副知事による現地視察の実績（4月27日）

場所	内容
大槌町役場	大槌町長と面談、現地で活動する自衛隊への御礼
大槌町城山公園 体育館（避難所）	避難所環境の視察、運営従事者・支援者への御礼
大槌町文化交流 センター	現地で活動する緊急消防援助隊、県内応援消防等への御礼

## 10 その他の関連する動き

- 4月24日 岩手県山火事防止対策推進協議会で「山火事警戒宣言」を発令
- 4月27日 災害ボランティアセンターを大槌町社会福祉協議会内に設置
- 4月28日 災害義援金の受付開始（大槌町）
- 4月28日 いわてNPO災害支援ネットワークが現地情報共有会議を開催し、避難所の環境・子どもの居場所・情報発信等の現地での課題を共有
- 4月30日 総務省が大槌町に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部（2億3,700万円）を、5月1日（金）に繰り上げて交付することを決定
- 5月1日 東日本高速道路株式会社が災害ボランティアを対象に高速道路の無料措置を開始

## 11 「令和8年大槌町林野火災復旧・復興推進本部」の設置

- 県では5月29日に知事を本部長とする「令和8年大槌町林野火災復旧・復興推進本部」を設置
- 今後、この復旧・復興推進本部体制の下、大槌町と連携し、必要な対策を講じていくなど、被災地の一日も早い復旧・復興を実現できるよう、全庁を挙げて取組を推進

# 大槌町林野火災の復旧・復興に向けた対応方針について

復旧・復興に向けた課題として①くらしの再建、②なりわいの再生、③インフラの整備の3つの柱で整理。

課題の柱

内容

① くらしの再建

- ・ 住宅再建支援
  - ・ 災害廃棄物の早期処理に向けた支援
  - ・ 児童生徒等のこころのケア
- 等

② なりわいの再生

- ・ 農林事業者等への支援
  - ・ 商工観光事業者等への支援
- 等

③ インフラの整備

- ・ 治山等の公共土木施設等の早期復旧に対する支援
  - ・ 森林等の早期復旧に対する支援
- 等

## 復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性

## 1 くらしの再建

NO	課題	対応状況	対応の方向性	担当部局
1	被災者の生活再建	<p>○災害ケースマネジメント</p> <p>罹災証明書の発行について、家屋の被害認定調査結果等のデータを被災者台帳システム（県・市町村が共同運用）へ入力し、罹災証明書の発行をはじめとする各種被災者支援に積極的な活用を大槌町に依頼</p> <p>必要に応じ、社会福祉協議会やNPO法人などの支援団体と情報を共有することができるよう、被災者に対し個人情報提供の同意確認を進めるよう促す通知を発出</p>	<p>○大槌町と連携し、被災者の生活再建に向けて災害ケースマネジメントによるきめ細かな支援を継続的に実施</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・災害救助費（42百万円）】</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・救助事務費（19百万円）】</p>	復興防災部 保健福祉部
		<p>○災害ボランティア</p> <p>4月27日(月)から大槌町社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを開設。同日から災害ボランティア（個人・団体）の事前登録受付を開始</p>	○大槌町災害ボランティアセンターがニーズ調査等を実施し、必要性が認められた場合に活動を開始する予定	
		<p>○義援金の受付・配分</p> <p>5月7日(木)より日本赤十字社岩手県支部及び岩手県共同募金会で義援金の募集を開始</p>	○6月以降に設置予定の県義援金配分委員会において配分基準等の協議を実施予定	

2	住宅再建支援	<p>○被災者生活再建支援金支給補助 【支給額】 住宅の被害や再建方法に応じて最大 300 万円</p> <p>○みなし仮設住宅 みなし仮設住宅（賃貸型応急仮設住宅）として供与可能な物件リスト（物件数：大槌町 2 件、釜石市 5 件、山田町 2 件）を作成して大槌町に提供（5/25）</p>	<p>○大槌町と連携し、支援金の早期支給等、被災者の生活再建を支援 【令和 8 年度第 2 号補正予算案・被災者生活再建支援金支給補助（3 百万円）】</p> <p>○みなし仮設住宅について、県で審査後、順次入居決定 【令和 8 年度第 2 号補正予算案・災害援護資金貸付金（4 百万円）】</p>	復興防災部
3	災害廃棄物の早期処理に向けた支援	<p>○災害廃棄物処理支援 大槌町や岩手県産業資源循環協会と災害廃棄物の円滑な処理に向けた合同現地調査を実施するなど、大槌町による災害廃棄物の処理に関する業務を支援</p>	○国庫補助制度の活用に向けた環境省との調整等必要な支援を継続	環境生活部
4	児童生徒等のかころのケア	<p>○児童生徒等のかころのケアについて 沿岸南部教育事務所等に配置しているカウンセラーが、学校等を定期的に訪問し、被災地域の児童生徒の心のサポートや教員研修等を行うなど、被災地域の学校への支援を実施</p>	○被災地域の児童生徒に対しては、中長期的なサポートが必要であることから、今後も児童生徒等の状況を注視し、引き続き、必要な支援を実施	教育委員会

## 2 なりわいの再生

NO	課題	対応状況	対応の方向性	担当部局
1	農林事業者等への支援	<p>○被害状況の把握 被害の全容把握に向け調査中</p> <p>○被災木の利活用 被災木の利活用に向け調整中</p>	<p>○被害等の早期の全容把握</p> <p>○被災施設等の復旧について、農業者の意向を確認</p> <p>○被災木の利活用について、関係者間の情報共有や民間企業への販路開拓等を、大船渡市林野火災の被災木と一体的に実施予定</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・林野火災復旧関連木材利用促進事業費（4百万円）】</p>	農林水産部
2	商工観光事業者等への支援	<p>○被災事業者等への資金繰り支援 中小企業災害復旧資金貸付金及び同保証料補給補助を実施予定</p> <p>○観光事業者等への支援 大槌町が実施する観光需要喚起策の経費に対する補助を実施予定</p>	<p>○被災事業者等への資金繰り支援 【令和8年度第2号補正予算案・中小企業災害復旧資金貸付金（336百万円）・中小企業災害復旧資金保証料補給補助（16百万円）】</p> <p>○観光事業者等への支援 【令和8年度第2号補正予算案・大槌町観光需要喚起対策費補助（4百万円）】</p> <p>○林野火災関連物産展等への出展支援、復興・観光情報等の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわて銀河プラザで開催予定の『いわて・大槌「夏の特産品フェア」』において、東京事務所と連携し、大槌町特産品販売・観光PRを支援</li> <li>日程：7/9(木)～7/12(日)</li> <li>・機会をとらえて県内外の物産展への出展支援等を実施</li> </ul> <p>○その他の支援の必要性等について、市・国等と連携して検討</p>	商工労働観光部 沿岸広域振興局

3	その他の支援	<p><b>【社会福祉施設等への支援】</b></p> <p>○障害者支援施設・高齢者施設等に対して、救助費による対応のほか、入所者の避難等に要した経費の補助を実施予定</p> <p><b>【職員体制の強化】</b></p> <p>○現地機関の体制を強化するため、6月1日から沿岸広域振興局農林部に技術特命参事（総括課長級・林学職）を新たに配置</p> <p>○災害復旧業務を実務的に支援するため、6月1日から宮古農林振興センター林務室の林学職1名が沿岸広域振興局農林部を兼務</p>	<p>○施設入所者の避難等に要した経費への補助</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・障害者支援施設・高齢者施設等災害時安全確保対策費補助（4百万円）】</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・災害救助費（42百万円）】</p> <p>※再掲</p> <p>○大槌町における復旧・復興に係る行政ニーズを把握</p>	<p>総務部 復興防災部 保健福祉部</p>
---	--------	--	--	--------------------------------

### 3 インフラの整備

NO	課題	対応状況	対応の方向性	担当部局
1	治山等の公共土木施設等の早期復旧に対する支援	<p>○被害状況の把握 被害の全容把握に向け調査中</p> <p>○山地災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による土砂流出のおそれがある箇所に対し、大型土のうの設置に向け準備中</li> <li>・降雨等による人家や道路への被害のおそれがある箇所に対し、治山ダムの設置に向け準備中</li> </ul>	<p>○被害等の早期の全容把握</p> <p>○土砂災害防止のための大型土のうや治山ダムの設置を実施予定</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・治山調査費（30百万円）】 【令和8年度第2号補正予算案・治山事業費（151百万円）】 【令和8年度第2号補正予算案・治山災害復旧事業費（16百万円）】</p>	農林水産部
		<p>○焼損した公共土木施設への対応 県道の視線誘導標や沿道の立木が焼損。これら施設の復旧等を実施予定</p> <p>○土砂災害リスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害リスクに対応するため、袋詰め玉石や大型土のう等の設置などの応急対策、砂防堰堤の整備等の恒久対策を実施予定</li> <li>・町と連携し、住民にリスク情報等を周知</li> </ul>	<p>○焼損した施設の早期復旧等に取り組む</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・道路維持修繕費（10百万円）】</p> <p>○応急対策を実施するとともに、砂防堰堤の整備等を推進</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・砂防事業費（950百万円）】 【令和8年度第2号補正予算案・砂防設備修繕費（197百万円）】</p>	県土整備部



2	森林等の早期復旧に対する支援	<p>○被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の全容把握に向け調査中</li> <li>林野火災の被害調査を速やかに行うため、被害区域の画像データ及びレーザー計測データの整備に向け準備中</li> </ul> <p>○森林の復旧に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林野火災により被災した森林の再生に向け、町、県、国及び関係団体で構成する「大槌町林地再生対策協議会」を設置</li> <li>被災木の伐採、搬出や、伐採跡地への造林等に向け国事業の活用について調整中</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="629 748 1189 1163">  <p>樹冠火による被災木(吉里吉里地区)</p> </div> <div data-bbox="1267 748 1823 1163">  <p>斜面中腹部等での被害(小槌地区)</p> </div> </div>	<p>○被害等の早期の全容把握</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・林野火災森林被害調査費(16百万円)】</p> <p>○大槌町の森林災害復旧事業に関する計画作成等への協力</p> <p>【令和8年度第2号補正予算案・林野火災復旧対策事業費補助(令和8年4月林野火災)(426百万円)】</p>	農林水産部
3	長距離自然歩道等の自然公園施設の早期復旧	<p>○自然公園施設の早期復旧</p> <p>環境省、大槌町それぞれで現地調査済</p> <p>令和8年5月29日、一部通行不可区間を迂回し、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)を再開</p>	<p>○一部通行不可の区間は、環境省と町とで再開に向けて引き続き検討中</p>	環境生活部

#### 4 現地における復旧・復興の推進

NO	課題	これまでの対応状況	今後の対応	担当部局
1	大槌町と連携した取組の推進	○現地における連携体制の構築 沿岸広域振興局に、副局長をトップとする「令和8年大槌町林野火災現地連絡会議」を設置（5/29）	○情報共有と連携の強化 大槌町との連携、県令和8年大槌町林野火災復旧・復興推進本部及び同連絡会議との情報の共有等、引き続き連携を強化	沿岸広域振興局

## 1.大槌町林野火災対応

[新] は新規事業

- 避難所の設置・運営、中小企業者の復旧支援や大槌町が実施する観光需要喚起策への支援、被災木の伐採や治山ダム・砂防堰堤の設置など、「くらしの再建」「なりわいの再生」「インフラの整備」に向けた対策を実施。
- 第2号補正:2,427百万円

## (1)くらしの再建 関連〔補正予算額:83百万円〕

- 1 救助費 42百万円【補正後現計65百万円】〔復興防災部〕  
災害救助法に基づき応急的に必要な救助を行うための経費(避難所の設置、食品・飲料水の提供など)
- [新] 2 被災者生活再建支援金支給補助 3百万円〔復興防災部〕  
大槌町が行う被災者生活再建支援金の給付に対し補助(最大300万円/世帯)

## (2)なりわいの再生 関連〔補正予算額:365百万円〕

- [新] 1 障害者支援施設・高齢者施設等災害時安全確保対策費補助 4百万円〔保健福祉部〕  
障害者支援施設・高齢者施設等に対して、入所者の避難に要した経費を補助
- [新] 2 大槌町観光需要喚起対策費補助 4百万円〔商工労働観光部〕  
大槌町に対して、観光需要の回復に向けた事業に要する経費を補助
- 3 中小企業災害復旧資金貸付金 336百万円【補正後現計407百万円】〔商工労働観光部〕  
被災した中小企業者に対して、復旧等に必要な資金を融資するための経費
- 4 林野火災復旧関連木材利用促進事業費 4百万円【補正後現計9百万円】〔農林水産部〕  
被災木の利用促進に向けた、関係者間の情報共有や需要喚起等に要する経費

## (3)インフラの整備 関連〔補正予算額:1,979百万円〕

- 1 林野火災復旧対策事業費補助 426百万円【補正後現計2,424百万円】〔農林水産部〕  
大槌町に対して、被災木の伐採等に要する経費を補助

- 2 治山事業費 151百万円【補正後現計1,539百万円】〔農林水産部〕  
治山ダムの設置に要する経費
- 3 治山災害復旧事業費 16百万円【補正後現計66百万円】〔農林水産部〕  
大型土のう等の設置に要する経費
- 4 道路維持修繕費 10百万円【補正後現計5,704百万円】〔県土整備部〕  
応急的な道路の維持管理に要する経費(被災木撤去、路肩清掃など)
- 5 砂防事業費 950百万円【補正後現計1,905百万円】〔県土整備部〕  
砂防堰堤等の設置・改修に要する経費
- 6 砂防設備修繕費 197百万円【補正後現計698百万円】〔県土整備部〕  
袋詰め玉石や大型土のうの設置等に要する経費

## 令和 8 年大槌町林野火災復旧・復興推進本部の設置

### 1 趣旨

令和 8 年 4 月に大槌町で発生した林野火災の災害対策を推進するため、「令和 8 年大槌町林野火災復旧・復興推進本部」を設置するもの（5 月 29 日付け設置）。

### 2 所掌事項

- (1) 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関する事。
- (2) 被害状況等の把握に関する事。
- (3) インフラの復旧に関する事。
- (4) 被災住民の生活再建の支援に関する事。
- (5) 産業（農林水産業、製造業、観光等）の再生・復興に関する事。
- (6) その他被災地域の復旧・復興推進に関する事。
- (7) 上記に掲げる事務のほか、対外的な窓口、市町村及び関係機関との連携に関する事。

### 3 体制

- ・本部長：知事
- ・副本部長：副知事
- ・本部長員：企画理事、部局等及び広域振興局長、医療局長、企業局長、教育局長、警察本部長、東京事務所長

### 4 設置期間

当分の間とする。

（被災者の応急仮設住宅から恒久住宅への移行が完了するなど、復旧・復興の進捗状況を踏まえて決定する）

#### （参考：連絡会議の設置）

本庁各部局等との調整等を円滑に行うため、連絡会議を併せて設置する。

連絡会議の委員は各部局等の副部長級職員を充てる。

## 令和8年大槌町林野火災復旧・復興推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 令和8年4月に大槌町で発生した林野火災の災害対策を推進するため、令和8年大槌町林野火災復旧・復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 本部
- (2) 連絡会議

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- (2) 被害状況等の把握に関すること。
- (3) インフラの復旧に関すること。
- (4) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (5) 産業（農林水産業、製造業、観光等）の再生・振興に関すること。
- (6) その他被災地域の復旧・復興推進に関すること。
- (7) 上記に掲げる事務のほか、対外的な窓口、市町村及び関係機関との連携に関すること。

(本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、企画理事、本庁各部局長の長、広域振興局長、医療局長、企業局長、教育局長、警察本部長及び東京事務所長をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係機関の職員等の本部会議への出席を要請することができる。

(本部会議)

第5条 本部長は、復旧・復興推進の総合的な方針決定並びに各部において実施する復旧・復興推進施策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(連絡会議)

第6条 本部長は、本庁各部局等との調整等を円滑に行うため、別表に掲げる職にある者をもって構成する連絡会議を置く。

- 2 連絡会議に委員長を置き、復興防災部副部長のうち復興の推進に関する事務を担当する者をもって充てる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員その他の職員を招集し、連絡会議を開催する。  
(事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局の業務は、復興危機管理室において行う。  
(補則)

第8条 本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

#### 別表（第6条関係）

政策企画部副部長
総務部副部長
復興防災部副部長（復興の推進に関する事務を担当する者）
ふるさと振興部副部長
文化スポーツ部副部長
環境生活部副部長
保健福祉部副部長
商工労働観光部副部長
農林水産部副部長
県土整備部副部長
ILC 推進局副局長
盛岡広域振興局副局長
県南広域振興局副局長（経営企画部を所管する者）
沿岸広域振興局副局長（経営企画部を所管する者）
県北広域振興局副局長（経営企画部を所管する者）
医療局次長
企業局次長

教育次長

警務部長

東京事務所総務行政部長

## 現地連絡会議設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 8 年大槌町林野火災復旧・復興推進本部設置要綱（令和 8 年 5 月 29 日復興防災部長決裁）第 6 条に定める連絡会議に現地連絡会議を設置する。

(現地連絡会議の組織)

第 2 条 現地連絡会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、必要に応じて委員その他の職員を招集し、現地連絡会議を開催する。

5 委員は、委員長の指示を受け、連絡会議、大槌町その他関係団体等との連絡調整等に当たるものとする。

(事務局)

第 3 条 現地連絡会議に事務局を置く。

2 事務局の業務は、沿岸広域振興局経営企画部経営企画室において行う。

(補則)

第 4 条 現地連絡会議の活動その他に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

## 別表（第 2 条関係）

沿岸広域振興局経営企画部長
保健福祉環境部長
農林部長
水産部長
土木部長
農林部技術特命参事